

【重要】施設利用人数の50%(半数)制限措置の継続について

国及び北海道から9月19日以降の施設利用人数制限等の緩和についての通知がありましたが、小樽市内では飲食店における昼間のカラオケや市立病院でのクラスターが発生した事例もあり、未だ収束した状況にないことから感染予防の対策として、11月末までは引き続き小樽市民会館・小樽市公会堂・小樽市民センター三館の各ホール及び集会室・会議室等の利用人数を定員の50%に制限させていただき措置を継続することといたします。

今後も各種の予防対策を徹底しながら施設運営を行ってまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※尚、このことに伴い、ホール利用料金の減免措置も継続いたします。

●適用期間

令和2年8月1日（土）～令和3年3月31日（水）

（※収容人員の上限50%が解除された場合は、その時点で終了となります。）

●適用条件

適用期間中に三館のホールをご利用で、利用のガイドラインを順守していただけるご利用者。

●減免設定（ホールの利用料金のみ適用）

【市民会館ホール】

512席以下の場合の料金を適用する。

【市民センター・マリンホール】 【公会堂ホール】

各区分利用料金の半額とする。

（※集会室・会議室利用料、冷・暖房料、付帯設備利用料は対象となりません。）

ご不明な点がございましたら、各館までお問い合わせください。